



まちづくりの新しい制度 その 3

都市緑化の推進に関する条例

良好な生活環境をつくっていくためには、日常生活に市民一人ひとりの手で、周囲の緑化、美化を進めていくことが大切です。

このため、「秋田市都市緑化の推進に関する条例」を制定し、次のような市民の主体的な取り組みを支援していく制度などについて決めました。

条例は、平成15年4月1日から施行することとしています。

街区などの緑化

市街化区域内において、特に緑化が必要な街区を「緑化街区」として指定し、必要なルールづくりや支援を重点的に行います。

道路をつくった時や、工場などを建てた時は、その敷地の管理者は緑化に努めなければなりません。

また、緑地協定を締結した時は、緑化に必要な指導および支援を行います。

保存樹の指定

都市緑化の推進のため、歴史のある樹木、樹林、美観上優れた樹木などを保存樹として指定し、その保存に努めます。

また、保存樹の保存に影響を及ぼす行為の制限やその行為の違反者に対しての中止命令などを行います。

保存樹は、現行の公園都市秋田市をつくる条例に基づき、現在1,976本が指定されていますが、これらの保存樹は、この新しい条例に引き継がれます。

空閑地の美化

宅地化された空地や空閑地の所有者は良好な生活環境を確保するため、その管理する土地の清潔を保ち、環境美化のため適正な管理に努めなければなりません。

空閑地などを放置し、雑草が繁茂するなど、良好な生活環境の確保に支障がある場合は、所有者などに対して雑草の除去などの協力を要請します。

開発行為の届出

法令で土地利用上の制限を受けない区域で、一定規模以上の開発行為をする場合は、あらかじめ届出していただき、都市緑化の推進のために必要な誘導などを行います。

問い合わせ 公園課 ☎(866)2154

寺内八橋地区で住居表示を実施 9月30日から住所が変わります

住所変更登記などは本人が手続きを

住居表示の対象となるかたは、不動産登記の登記名義人(所有者)の住所変更登記、法人の所在や代表者の住所変更登記、運転免許証の住所・本籍変更などは、本人が手続きをしてください。これらの手続きに必要な「住居表示実施証明書」は、18歳以上の対象者1人につき4通を9月30日(月)まで郵送します。証明書の足りないかたには、自治振興課の窓口で無料でさしあげます。

家を新築する場合は住居表示申請を

住居表示実施区域で建物を新築する際は、建築確認通知書に同封されている「住居表示申請書」を自治振興課に提出し、新しく決まった住居表示番号を住所としてお使いください。

問い合わせ 自治振興課 ☎(866)2036

新しい住所(寺内)

寺内堂ノ沢一丁目

寺内字堂ノ沢・字油田の各一部

寺内堂ノ沢二丁目

寺内字堂ノ沢・字神屋敷の各一部

寺内油田一丁目

寺内字油田の一部

寺内油田二丁目

寺内字油田の一部

寺内油田三丁目

寺内字油田・字堂ノ沢の各一部

寺内蛭根一丁目

寺内字蛭根・八橋字下八橋の各一部

寺内蛭根二丁目

寺内字蛭根の一部

寺内蛭根三丁目

寺内字蛭根・字神屋敷の各一部

新しい住所(八橋)

八橋大道東(だいでうひがし)

八橋字大道東、寺内字油田の各一部

八橋本町六丁目

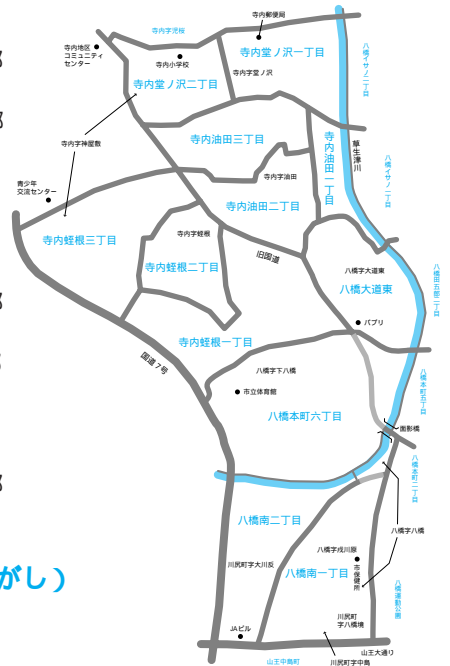
八橋字下八橋・字大道東の各一部

八橋南一丁目

八橋字八橋、川尻町字八橋境・字中島の全部と八橋字成川原の一部

八橋南二丁目

八橋字成川原、川尻町字大川反の各一部



寺内八橋地区の住居表示にともない 市の各施設の住所も変わります

施設名	新しい住所	郵便番号
環境部	寺内蛭根三丁目24番3号	〒011-0904
都市建設公社	八橋本町六丁目12番1号	〒010-0973
土地開発公社	八橋本町六丁目12番1号	
道路維持課	八橋本町六丁目12番2号	
下水道部	八橋本町六丁目12番15号	
市立体育館	八橋本町六丁目12番20号	
山王雨水排水ポンプ場	八橋南一丁目8番1号	〒010-0976
市老人福祉センター	八橋南一丁目8番2号	
市保健所	八橋南一丁目8番3号	
市保健センター	八橋南一丁目8番6号	
サンライフ秋田	八橋南一丁目8番7号	